

安全衛生表彰区分別基準一覧表

区分	表彰の種類	表彰基準(要旨)	対象者										
(一) 事業者・団体の部門	優良賞	(1) 会社を対象とする場合 次の事項のすべてに該当するもの イ 安全衛生管理組織が合理的に整備され有効に運営されていること ロ 労使が安全衛生活動について、積極的に協力していること ハ 表彰する年の4月1日の直前1年間の営業年における完成工事高が100億円未満にあって、次表の年間完成工事高に応じるそれぞれの期間において無災害(休業4日未満は除く)であること <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年間完成工事高</th> <th>無災害の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 5億円未満</td> <td>5年間【4年間】</td> </tr> <tr> <td>5億円～ 10億円未満</td> <td>4年間【3年間】</td> </tr> <tr> <td>10億円～ 50億円未満</td> <td>3年間【2年間】</td> </tr> <tr> <td>50億円～ 100億円未満【50億円以上】</td> <td>2年間【1年間】</td> </tr> </tbody> </table>	年間完成工事高	無災害の期間	～ 5億円未満	5年間【4年間】	5億円～ 10億円未満	4年間【3年間】	10億円～ 50億円未満	3年間【2年間】	50億円～ 100億円未満【50億円以上】	2年間【1年間】	協会会員
		年間完成工事高	無災害の期間										
	～ 5億円未満	5年間【4年間】											
5億円～ 10億円未満	4年間【3年間】												
10億円～ 50億円未満	3年間【2年間】												
50億円～ 100億円未満【50億円以上】	2年間【1年間】												
(2) 工事現場を対象とする場合 次の事項のすべてに該当するもの イ 安全衛生管理組織が合理的に整備され有効に運営されていること ロ 労使が安全衛生活動について、積極的に協力していること ハ 前年4月1日から表彰する年の3月末日までの間において完成した請負金額が10億円【5億円】以上の建設工事において、全工期無災害(休業4日未満は除く)であること													
	(3) 団体を対象とする場合 次の事項のすべてに該当するもの イ 当該団体における組織が確立され、かつ、相当の恒常性を有していること ロ 当該団体において、労働災害防止計画が具体的に樹立され、その実施状況が特に良好であること ハ 当該団体に加入している事業場において、過去3年間に死亡災害又は、重大災害がなかったこと	関係団体											
(二) 個人の部門	功労賞	次のいずれかに該当するもの イ 10年以上【分会長表彰は5年以上】にわたり建設業に関する安全衛生運動に尽くし、わが国(地域)の安全衛生水準の向上発展に著しい功労があった者 ロ 支部長表彰による功労賞を受賞した者【分会は削除】	協会会員に属する個人又は委員等										
	功績賞	(1) 委員会委員等 次のいずれかに該当するもの イ 5年以上、本部【支部又は分会】委員会委員等として、委員会等の運営を通じて安全衛生活動を活発に実践した者であって地域又は関係事業場の安全衛生水準の向上に功績した者 ロ 支部長表彰による功績賞等を受賞した者【分会は削除】	協会会員に属する個人又は委員等										
		(2) 安全衛生推進者等 5年以上にわたり、所属事業場の建設工事現場において、安全衛生関係の業務に従事した者であって、当該事業場の安全衛生水準の向上に貢献した者											
		(3) 所長 次の事項のすべてに該当するもの イ 建設工事現場の所長としての経歴が5年以上ある者であって、工事現場の安全衛生水準の向上に貢献した者 ロ 所長として管理した建設工事現場(優良賞の対象を含む)において過去3年以上無災害(休業4日未満は除く)であること											
	(4) 職長 次の事項のすべてに該当するもの イ 作業の実務について作業員の直接指導監督にあたる者 ロ 建設工事現場の職長としての経験が10年以上ある者であって、工事現場の安全衛生水準の向上に貢献した者 ハ 本人の担当した工事現場において、過去3年以上無災害(休業4日未満は除く)であること												
	善行賞	作業現場における異常事態に際し、作業従事者が本来の職責を帯びない立場において、適切な措置により人命を救助した者、又はグループ	協会会員に属する個人又はグループ										

注) 支部・分会表彰基準は、本部表彰基準を【 】内のとおり読替え又は削除したものとする。